

令和 6 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

令和 6 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、令和 6 年 9 月 6 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	大安 義和 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	尾上 庄次郎 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産業振興課長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君	代表監査委員	木田 善孝 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主 任 書 記	梶川 美穂 君
--------	--------	---------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 43 号	東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2	議案第 44 号	東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 45 号	東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 46 号	令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 3 号)
日程第 5	議案第 47 号	令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 6	議案第 48 号	令和 5 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第 7	議案第 49 号	令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 8	議案第 50 号	令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 9	議案第 51 号	令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決

算認定の件

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 10 | 議案第 52 号 | 令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 11 | 議案第 53 号 | 令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 12 | 議案第 54 号 | 令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 13 | 議案第 55 号 | 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 56 号 | 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 57 号 | 東彼杵町教育長の任命について |
| 日程第 16 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 17 | 報告第 21 号 | 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |

6 散 会

開 議（午前 9 時 29 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 議案第 43 号 東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、議案第 43 号東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それでは、議案第 43 号東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、児童扶養手当法施行令の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため提出するものでございます。詳細につきましては、こども健康課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

議案第 43 号についてですね、町長に代わり説明を加えます。

本改正条例に関しては、令和 6 年 11 月 1 日から児童扶養手当法がですね、改正され、所得限度額の引き上げ、それと第 3 子以降の加算額が引き上げられます。この条例、児童扶養手当法のですね改正に伴う東彼杵町の条例改正になります。

それでは 1 枚めくっていただきまして説明をしたいと思います。

東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正いたします。

改正内容につきましては、改正後の方のですね、第 5 条第 1 項第 4 号下線部分でございますけれども、児童扶養手当法のですね、施行令第 2 条の 4 第 6 項、これが改正後になりますけれども、右側の改正前の第 7 項からのですね、条ずれを改めるものでございます。

同じく第 5 号につきましても児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 7 項、これが元々第 8 項でございましたので、条ずれの改めでございます。

この条例の施行につきましては令和 6 年 11 月 1 日からとなります。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

せっかくですから、ちょっと資料はないですが、いくらがいくらに上がるのか教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

児童扶養手当法の改正の内容ということですね。

11 月 1 日からですね、改正される内容につきましては、所得限度額が改正となります。全て、各扶養児童数とですね、所得に応じて階層がずっとございますので、かなり数が多いので一部分だけでよろしいですか。

例えばですね、所得限度額につきましては、収入ベースでいきますと、例えば扶養児童が 1 人の場合、これまで 160 万円だったのが 190 万円に引き上げられます。これが全部支給の場合です。

一部支給の場合は、1 人扶養の時がこれまで 365 万円だったのが、385 万円に引き上げられます。どちらも収入ベースですね。

続いて、2 人の場合、これまで 215 万 7000 円だった全部支給の限度額、これが 244 万 3000 円に引き上げられます。

そして、一部支給のですね、2 人扶養の場合ですけれども、これまで 412 万 5000 円だったのが 432 万 5000 円に引き上げられます。

以上のような形で、ずっと各 2 人、3 人、4 人、5 人とですね、限度額ありますけれども、こちらの方は全てが引き上げられます。

あと、第 3 子以降の加算額の引き上げなんですけれども、これまでのですね、第 2 子の加算額と同額になります。これまで全部支給の場合 6450 円が加算額だったんですけれども、6 年 11 月から 1 万 750 円に引き上げられます。

一部支給の場合が、これまで 6440 円から 3230 円、この幅の中で所得に応じて決定されていたわけですけれども、11 月からは 1 万 740 円から 5380 円、この幅の中で所得に応じて決定をされるといような加算額の引き上げが行われることになります。

ちなみに、11 月からですね、引き上げが適用されますけれども、11 月分 12 月分の手当につきましては、令和 7 年 1 月支給という形になります。改正概要については以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

この児童扶養手当ちゅうのはですね、やはり扶養されている保護者の方にとってはね、非常に関心のある改正であろうと思います。

したがってですね、これを周知徹底させるためには、今、吉永議員もお尋ねを、今聞きましたけれども、この細部のデータがホームページにですよ、おそらく載るのも改正された後、10 月 1 日か

ら、11月1日からですから、このホームページに載る時期はいつになりますかね、改定された内容のやつは。いつ予定しておられますか。それをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

ホームページの改定スケジュールはまだはっきりは決めておりませんが、少なくとも1か月前にはホームページの改定はしようと思います。

併せて内容のお知らせに関しては現況届けのですね、受付がございますので、その時にお知らせをしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第43号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案43号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第44号 東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、議案第44号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に

ついて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 44 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出するものでございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 44 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、町長に代わり説明いたします。

今回の条例改正は、健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正によって、施行期日を令和 6 年 12 月 2 日とする政令が令和 5 年 12 月 27 日に公布されたことにともないまして国民健康保険法が改正されたことに基づくものでございます。参考資料としまして、国民健康保険法第 9 条の改正内容を添付しております。

それでは議案資料の新旧対照表をご覧ください。

第 12 条に関しまして、国民健康保険法第 9 条が、令和 5 年の法改正までは第 1 項から第 15 項までございましたが、被保険者証に関する記載がマイナ保険証及び資格確認証を示す文言に改正され、また、健康保険証廃止に伴う政令によりまして第 5 項から第 8 項までが削除されております。今回の改正は、第 9 項が第 5 項に項ずれしたことによるものでございます。

附則第 2 項につきましては、令和 6 年 12 月 1 日以前に発行しました、有効期限が令和 7 年 7 月 31 日までの被保険者証をお持ちの場合は、条例改正後においても被保険者証の返還義務を負うことの説明でございます。東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例に関する説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、これから質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

被保険証がですよ、マイナンバー番号の付いているとに変わるっちゅうことですよね。

実際ですよ、マイナンバーがですよ、どのくらい普及しているのか。そして、実際ですよ、この時点ですよ、マイナンバーを持たない方が病院を受診できるのかどうか。できる場合はどうやってするのか。

まだマイナンバー自体がですよ、普及が遅れていると思うんですよね。病院でも一応設置はしてあるんですけど、なかなか使っている方見てないんですよね。私も実際使っていないもんですから。そういう対処の仕方とかわかれば教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

マイナンバーカードの登録率はちょっと把握しておりませんが、マイナ保険証の連携をされた方の登録率は、本町が66.5%となっております。そのうちマイナ保険証の利用率としましては24.85%となっております、県内で市町では第2位の利用率となっております。

ちなみにマイナ保険証をお持ちでない方につきましては、資格確認書を交付することとしておりますので、そちらで病院受診については問題ありません。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

関連してちょっとお尋ねしたいんですけど、現在、保険証とマイナンバーカード、両方使えるわけですよね。そして、保険証を失くした場合、これ届けば無料でされますけれど、マイナンバーカードの紛失の場合は有料と聞いているんですけど、何回もできるんですかね、更新、マイナンバーカードを失くした場合。やはりそういうのも町民の皆さんにお知らせないかと思うんですけどどうですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

再発行の金額として今わかりませんので、後で答えます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

マイナンバーカード関係です、先ほどの件でちょっと1点確認したいんですけど、利用率が22.4%ちょうことで、通常、国保のですよ、保険証はもう交付が大体8月ですよね。保険証のカードが変わるのは8月か7月かだったと思うんですけど、この告知自体はですよ、啓蒙ですね、啓発ですね、どのような形でされるのか。今日可決されればすぐ国保の方には通知をされるものか。その辺の検討はどうなんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

保険証の更新有効期限が現在 8 月 1 日から 7 月 31 日までの分を交付しております。7 月中に更新の新しい被保険者証をお送りしておりますが、そこに通知文書を同封して、説明文ですね、を同封して加入された方にはお知らせをしているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

先ほどのちょっと追加ですね、ペーパーのいわゆる保険証がいつまで有効なのか、もう完璧にマイナンバーカードの保険証になるのはいつなのか。それがわかっているか、わかっているか。それもついでに、今わかれれば答えていただきたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

現在既に 7 月、令和 7 年の 7 月 31 日までの被保険者証を交付しているところでございますので、7 月 31 日までは使えるということになっております。

12 月 2 日以降につきましては、持たない方もおりますが、そういった方はマイナ保険証若しくは資格確認書ということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

いや、だから、その保険証を使って受診できるのは、例えばこの 7 月に貰ったら来年の 7 月 31 日まで、今の方が使えるでしょう、今の保険証ですね。それ以降、来年の 8 月 1 日からはもう必ず全員その保険証じゃなくてマイナンバーカードでなるんですかということをちょっと聞いているんです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど説明していますように、マイナンバーカードを持たない方は資格確認書ですね、対応しますので、そこはもう区切りをつけます。

そして、今、構議員からもありましたが、テレビとか色々なメディアでですよ、ものすごく啓発をされていますので、できれば、今、東彼杵町ものすごくマイナンバーカードのマイナ保険証も多いもんですから、私も時々使うんですが非常に便利で、もうそこに差し込むだけでカメラか何かで顔認証ですね。

だから、なるべく私はそちらの方を推奨していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

説明の補足をいたします。

令和7年の7月31日以降の有効期限とする被保険者証はもう発行されません。発行されませんので、令和7年の8月1日以降につきましては、マイナ保険証若しくは資格確認書ということになります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

先ほど保留された分を町民課長が答弁いたします。町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

先ほどの再発行手数料ですけれども、1枚1000円となります。再発行の回数は決まっておりません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第45号 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程 3、議案第 45 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 45 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、下水道事業の経営改善を目的とし、使用料の 4.4%の増額改定などを行うため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 45 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例につきまして内容をご説明いたします。

改正の目的につきましては、先ほど提案理由でお話をしましたとおり公共下水道及び農業及び漁業集落排水の使用料について一律 4.4%の増額。これで 1 m³あたりの使用料を現行の 158 円から 165 円に引き上げを行うための一部改正になります。

また、それに加えて現行の規定では使用料額の算定としまして、月の途中からの使用若しくは同じように月の途中からの休止や廃止の場合の月あたりの使用料金について規定をいたしておりますけれども、この規定の内容と今回改正を行います使用料の規定の内容と重複している部分がありますので、今回の改正に併せて当該規定を削除するというふうな内容になっております。

それでは、議案書の 2 枚目の新旧対照表をお願いいたします。

まず、東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正になります。第 12 条に使用料を規定しております。

まず、表中の地区名で、中尾、音琴、西部ということで 3 地区に分けて規定をいたしておりますけれども、今回一本化をいたしますので、表中の地区名の欄を削除いたします。

次に、使用料金につきまして基本料金のうちで 5 m³までの使用料を 998 円から 1042 円、6 m³から 10 m³までの使用料金につきまして 1580 円を 1650 円に改正し、それを超えた料金 1 m³あたり 158 円を 165 円に改正をいたします。

その次の第 13 条に先ほどご説明いたしました使用料額の算定ということで月の途中からの開始や休止廃止、又は再開等による料金算定を記載しておりますけれども、これにつきましては、第 12 条に規定する使用料の 5 m³まで、それから 6 m³から 10 m³、そういった規定と重複しておりますので、13 条を削除いたします。後続の条を 1 条ずつ繰り上げを行います。

次のページをお願いいたします。東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について内容を説明いたします。

改正の内容は先ほどの集落排水処理施設の一部改正と同じになります。第 16 条に使用料金を規定しております。基本料金及び超過料金について一律 4.4%の引き上げを行います。

また、同条の第 3 項につきましては、第 1 項表中の規定と重複しておりますので、集落排水の規定と同じようにこれを削除し、第 4 項を第 3 項に繰り上げます。

施行日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日からの施行としております。これによりまして新料金につきましては、令和 7 年 5 月の検針分で、6 月請求から新しい料金で徴収するというふうにしたいと考えております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。1 番、大安義和議員。

○1 番（大安義和君）

私も新人で教えていただきたいんですけど、提案の理由が下水道事業の経営改善というふうにあります。どれぐらい改善されるのかの見込みで結構ですが、具体的に説明できればお願いしたいんですが。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その金額等は水道課長に申し上げさせますけれども、まずですね、この水道、下水道の関係につきましてはずっと議員の皆様と協議をしながら来ていまして、やはりどうしても非常にお金が掛かるんですよ、処理施設とか何とかに。ですから徐々に上げていくべきだというお話を伺っておりますので、今回一気に上げられませんが、ここに示しましたとおり、5 m³までは 44 円、それから 6 から 10 m³までは 70 円、10 m³を超えますと 7 円、こういう形で上げさせていただきたいと思っております。

これは本当に下水道の今からの経営計画が厳しくなっておりますので、非常に処理施設の方にお金が掛かるんですよ。浄化槽はもうそこに補助を出して、あと汚泥処理の補助を出すだけでございますので、こっちも一般財源を下水道に投入していますので、本当に皆さんに申し訳ないんですが、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。水道課長の方に説明させます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

まず、この改定のもとになるのが令和 5 年度に実施をいたしました水道事業の経営戦略の見直しを反映させております。

この見直しの結果につきましては、昨年の 12 月の議会だったと思いますけれども、全員協議会の中でご説明を差し上げております。

経営改善の目標としましては、当町と類似している団体の平均の経費回収率、これが 80%というふうな実績がございますので、現在本町は 50%弱ぐらいの経費の回収率になっております。これを 10 年間の計画期間で 80%まで引き上げるというのを目標にしております。

今回の 165 円につきましては、先ほど町長が申し上げましたように第 1 弾としまして、総務省が推奨する料金水準の 165 円、ここまで一旦引き上げさせていただきたいということで、今回の条例の一部改正をお願いいたしております。

今後につきましては、10 年間ですので令和 14 年までが経営戦略の期間になりますけれども、5 年を目途に再度見直すようにいたしておりますので、令和 11 年に再度経営戦略の見直しを行いまして、それまでの取り組み、実績等の評価、検証して再度同じ方針でいくのか、見直しをするのか、

そういったサイクルで進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 59 分）

再 開（午前 9 時 59 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

先ほど大安議員の方から質問があったんですけど、これは付託事業ですので、委員会付託ですので、金額の根拠となる資料をです、委員会の時に出してもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、先ほど課長が説明しましたように前回全協です、そういう県下で何番目ぐらいあるか、それから回収率がどうかというのが、もう報告をしておりますので、もう一度よろしければその資料をご覧いただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

何度も話になりますけれども、これは委員会付託ですので、経営状態であったり、上げ率の%というのはですね、委員会の中で詳しくお尋ねするという事です。

全協でも我々議会の方にはご説明資料をお出ししていただいているんですけども、まずもってですね、これは料金値上げということです。水道も下水道も同じですけども、公営企業というのは、言わば独占企業、町民に対する独占企業です。そこを我々に説明していただいているものと同等のやつを町民にまずこういう経営状態です、料金を値上げしなければいけません。本当はこれだけ上げんばとですけどこのぐらいでどうでしょうかねという、膝を突き合わせてですね、説明して、そういう意見もいただいて上程するのが順番だと思うんですけど、あと半年後に料金値上げしますよといきなり議会の方で上げられていますけれど、私、順番が逆だと、町民にも、町民・利用者の方、使用者の方そちらの方を呼んで、こういう状況ですよ下水道は。だから上げなくちゃいけないんですよ、将来的にもという説明があつて初めて通るものだと思いますので、なかなかこれでいきなり議会で認めるかというの私はちょっと賛同しづらいんですけど。町長どういうお考えでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、私、町政懇談会を回る、もう2年ぐらい前になりますけれど、コロナで中断しておりましたけれども、そういう形で説明をずっとしてきているんですよ。

それで、町民の皆さんの意見を聞いて、そうしたら決まらなければもうこのままいくのかといえどもそれは議会の皆さんの判断ですよ。これは私の責任に応じて今回上程をさせていただきましたので、来年の4月まであればですよ、また、決まりましたのでご協力お願いしますという方向でしかいけませんと思います。

皆さんの意見をずっと聞いて反対賛成があって、進められなければもう値上げできません。これはもう町の行政の責任に応じてですよ、皆さんにご協力を願う。

と申しますのは、先ほども言いましたように、下水道は本当に一般会計から大分財源を投入しているんですよ。下水道じゃない区域は浄化槽の補助と汚泥の補助ぐらいで済むと。しかし今からはもうずっと、前回も全協で説明しましたけれども、本当に処理施設も修理とかいろいろ入ってきた時に莫大な金額が掛かるんですね。だからその辺も、今回は値上げさせてもらいますけれど、今後は3町でどうするのかも協議を水道課の方でしていますので、一緒に発注するような形でですね。

そういうことにつきまして、ちょっとまた、今ご意見として伺いますけれど、今回も上程をしていますので、説明はします。議会の済んだ後ですね。修正も否決も私は一切構いません。そういう形で今お願いをしていますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

当然説明をすれば賛成の方、反対の方、反対の方が多いのかもしれないんですけど、反対があるから説明しないというのはやはりちょっとおかしいのかな。まずもって説明をすると。良識がある方はそれはやむを得ないねという方も当然いらっしゃる中で、反対の意見も頂いたから値上げしないよじゃなくて、反対の意見を頂いているけれど上げなくちゃいけないと。まず順番としては、町民・使用者に対する説明があって、反対があるからやらないじゃなくて、反対があろうが賛成が多かろうが、やって上げるものだと私は思いますので、これはやっていただきたいと、まず。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これをやらないとは言っていないんですよ。来年の4月までですから、今度、庁舎の問題も今後出てきますので、それも含めて地域を回るような今計画をしているんですよ。その時は意見をお聞きます。今児玉議員がおっしゃったように、全部が全部皆さんの意見は反対賛成を聞くというのは、私の私見で、やらないとは言っていない。聞いて、聞いても、しかし私はこれでいきたいということを説明するということでございますので、ちょっと先にいきましたけれども、今、計画をしています、庁舎の問題、それから企業の問題、全部、今から地域に入らないといかんですからですね。そういう形の時にそういう説明しますのでよろしくお願いします。

議会が先行してこうして、なんで先に上げたかと言われた時は全責任は私にございますから、納得をしていただくような説明と言いますかですね、それしかないかなと思っています。

ただ、説明はします、4月1日から施行でございますので。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

議会運営委員会の時もちょっと高月課長には申し上げたんですけど、第1条がですよ、東彼杵町集落排水施設の設置になっていますよね。第2条が東彼杵町公共下水道処理施設の設置に関する条例になっていますよね。ウエイトからいったらですよ、今からもう公共施設が主たる事業となると思うんですよ。

ですので、いつか良いんですけど、一番上の条例改正の部分ですけど、東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例自体ですよ、条例を公共下水をメインにした方がいいんじゃないかと、条例をですよ、されたらどうかなと私は思っているんですけど、町長の考えはどうですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは設置した順番で条例が制定されていますから、そのままです。公共下水が下だ上だではないと思っておりますので、よろしくお願いします。

それで、先ほどの私の発言に対して、ちょっと水道課長の方が補足をしますのでよろしくお願いします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

児玉議員のご指摘もまさにそのとおりだというふうに認識をしております。まず、住民の民意の意見を聞いてというところで進めるべきものと考えておりますけれども。

今回の165円の設定につきましては、先ほど議案の説明の中で申し上げましたとおり、総務省からの通知ということで、平成26年に文書が発出されております。その中で下水道事業の経営においては、使用料回収の対象経費に対する地方財政措置については、最低限、事業者が行うべき経営努力として使用料徴収月3000円、これは税抜きですね。ですから税込になりますと3300円ということで、 m^3 あたり165円、これが水準として設定をされております。

本町はこれに一切到達してないということでしたので、今後これについては近年の国土交通省等の通知によっても補助事業、あるいは交付金事業の重点配分についても、この水準に達しているかないかということもですね、配分の検討材料にしていくということでもございましたので、感覚としてはもう義務的な料金の水準ということで捉えまして、まずはこれに引き上げをさせていただきたいと。その後どうしても経費回収率80%を目指す上ではこの水準では到底達成できませんので、そこについては下水道事業の経営努力に対しての料金水準の考え方等はですね、区長会あるいは必要に応じて町民の皆様から十分に意見を聞きながらですね、先ほど言いましたように見直しも中途で行うようにしております。

そういったところ反映させて料金水準を検討していきたいというふうな経緯がございまして、今

回 165 円を期間の当初に上げさせていただきたいということで提案をいたしております。ご理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

今の町長とちょっと同僚議員のやり取りを聞いてですね、ちょっと石丸伸二、安芸高田市の時の YouTube の光景によく似ているなということで思い出したんですけど。

実はこの下水道、上水道については、もう私が一番最初にこの値上げ計画を聞いたのが、たぶんこども健康課長の時が水道ばしとった時に、3 年くらい前にそういうお話をされましたね。今後 10 年間の値上げについて、本来ならば一気に 1.5 倍ぐらい上げんといかんとですけど、それを段階的に上げていくんだという説明を私たちは受けたことがあります。

また、去年の 12 月もそういうような、下水についてはですね、そういうような、全協での説明があったんですけども、今、児玉議員が言われたように、町民に対してはですね、やはりそういうふうな親切な説明が必要と思うんですけども、石丸市長の時の答弁を聞いておきますと、それをするのが議員じゃないかというようなお話もされました。その説明をしていくのが。住民から選ばれた議員がそういう説明もする責任があるというようなことを答弁されたんですけど、私も全くそうだなというふうな感じは思います。

ですから、両方からですね、こういった場合、例えば今度の工業団地についても、大型スーパーについても町の方からと、我々住民の代表である我々もですね、やはり住民にこういったことを説明していく義務がある、責任があるんじゃないかということでですね、ちょっと先ほどのやり取りを聞いておまして、我々議員としてもやはりそういうことにはついてはですね、やはり日頃からそういう努力をしていかなければならないんじゃないかということをちょっと感じましたので、すみませんけれど。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私、別にそういう意味で言ったわけじゃございませんで、こちらで決めた後でも説明会をするということを今お話をして、なんとかご協力をお願いしたいと。今、児玉議員もおっしゃっていただいたんですけど、反対があってもやむを得ないと。例えば補助事業の何かでも取り上げられなくなってしまうのはまた大きな損失でございますので、ある程度一定水準まではなんとかお願いをしたいと。それでもたぶんまだうちの値段は上位にはいけないと思うんですよね。だからそういうのを細かく説明をします。

先ほども言いましたように、庁舎、それから企業、いろいろスーパー等もありますので、皆さん方に回るようにしています、計画をですね。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 45 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 4 議案第 46 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 4、議案第 46 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 46 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1755 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 75 億 6646 万円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、新庁舎整備に係る基本設計作成等業務委託料など 2618 万 7000 円、児童家庭相談等管理システム導入業務委託料など 4650 万 7000 円。

歳入の主なものは、国庫支出金 1772 万 1000 円、繰越金 5891 万円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 46 号についてご説明いたします。

それでは、議案の 14 ページをご覧ください。3 番の歳出からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費 7 節報償費から 17 節備品購入費は、ペーパーレス会議システムの導入費用 292 万 7000 円を追加いたしました。タブレットを導入し議員の皆さまに対する議案等資料のペーパーレス化と連絡等をタブレットを通じて行います。

15 ページになります。中段の 2 款 1 項 5 目財産管理費 1 節報酬から 12 節委託料では、新庁舎整備の関係費用を計上いたしました。1 節から 8 節は、振興懇話会を開催する予定で委員報酬等計上しております。12 節中では、基本設計書作成業務やデザインビルド方式を行うための要求水準書作成支援業務などの委託料を計上いたしました。

前後しますが同じく 12 節の支障木伐採業務委託料は、旧千綿小グラウンドと金谷公園の 2 か所について、樹木が道路・水路に張り出しているため伐採費用を計上しております。12 節では合計して 1750 万 4000 円を追加しました。

10 目地域づくり推進事業費 10 節需用費 40 万円と 15 節原材料費 1 万 1000 円は、大阪・関西万博で取り組まれる共創チャレンジに対しお茶など提供素材を購入する費用を計上いたしました。本町は、万博の共創パートナーに登録されており、チャレンジに取り組む企業や団体に対しリソース提供いたします。18 節負担金補助及び交付金の起業・就業安定化支援補助金は、地域おこし協力隊員が卒業後起業するものに対し支援補助するもので、2 名分 200 万円を追加いたしました。

16 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 11 目企業誘致対策事業費の商業施設用地取付道修正設計業務委託料は、道の駅から農民研修センターへの進入路になりますが、商業施設を誘致するにあたり設計の修正が必要となり修正業務の費用を計上いたしました。

飛びまして、19 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 1 節報酬の会計年度任用職員報酬は、子育て支援係の代替職員雇用に報酬が不足するため 98 万 3000 円を追加いたしました。

3 目障害福祉費 22 節償還金利子及び割引料の障害サービス給付費過年度分返還金は、算定誤りをしたサービス受給者を発見し、算定誤りにより病院窓口負担額が高額となっていた受給者に対し負担金を返還するため 89 万 3000 円を追加いたしました。

20 ページをお願いします。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 12 節委託料の学童施設撤去に係る石綿事前調査業務委託料は、むつみ荘を解体するためアスベスト調査をする費用になります。児童健全育成事業委託料と合わせ 272 万円追加いたしました。

2 目児童運営費 12 節委託料の児童家庭相談等管理システム導入業務委託料は、今年度子ども家庭センター設置を予定しており、相談事業など行うためシステム導入費用 767 万 8000 円を追加いたしました。22 節償還金利子及び割引料は、前年度の子ども・子育て支援交付金など国・県の負担金について、事業実績による精算を行い、返還の必要なものを合計して 3332 万 9000 円追加いたしました。

22 ページをお願いします。

4 款 1 項 2 目予防費 12 節委託料 1210 万 3000 円と 18 節負担金補助及び交付金の 19 万 8000 円は、主に 65 歳以上の方及び中学生以下の方に対する新型コロナ予防接種の助成事業になります。ワクチン単価の決定などから金額を見直し不足額をそれぞれ追加いたしました。

24 ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目農業振興費 12 節委託料の日本一のそご茶プレミアム戦略事業委託料は、東京交通会館においてそご茶 PR イベントを開催するため、委託費用 300 万 3000 円を追加いたしました。

4 目土地改良事業費 14 節工事請負費の中尾地区流末水路整備工事は、先の大雨により中尾地区において流末水路整備の必要が生じ工事費用を計上いたしました。

5 目農村環境改善センター費 12 節委託料と 14 節工事請負費は、旧千綿支所の解体費用とそれに伴う保管庫などの移設費用を計上し、16 万 5000 円と 241 万円をそれぞれ追加いたしました。

25 ページになります。

6 款 2 項 1 目林業総務費 12 節委託料の森林経営管理業務委託料は、設計積算を見直した結果、当初予算から不足を生じ委託料を追加いたしました。また、新たな森林経営管理制度保育間伐事業委託料も当初から事業量の見直しを行い、合計して 302 万円追加いたしました。24 節積立金の森林環境譲与税基金積立金は、12 節委託料の増額に伴い同額を減額しております。

次は、28 ページをお願いします。

8 款 2 項 1 目道路橋梁総務費 12 節委託料の道路台帳整備委託料は、蔵本 4 号線など町道を変更し告示したものについて、道路台帳を整備するため 174 万 3000 円を追加いたしました。

2 目道路橋梁維持・新設改良費の 13 節使用料及び賃借料 30 万円と 15 節原材料費 200 万円は、地区施工への原材料支給になりますが、地区からの要望が多く、不足額をそれぞれ追加いたしました。

31 ページをお願いします。

9 款 1 項 5 目災害対策費 12 節委託料の WEB 防災マップ改定作成業務委託料は、県の洪水浸水想定区域図に新たに千綿川と江の串川の情報が追加されたことに伴い、当町の防災マップにも情報を反映させるため 77 万円を追加いたしました。

33 ページをお願いします。

10 款 2 項 1 目学校管理費の 1 節報酬 65 万 6000 円から 4 節共済費 18 万 3000 円までは、新入学児童に支援の必要が生じ対応のため追加いたしました。なお、今回は中学校からの配置換えのため同額を 3 項中学校費から減額しております。

35 ページになります。

10 款 5 項 3 目教育センター分室費 12 節委託料の社会教育施設撤去に係る石綿事前調査業務委託料は、先ほど学童施設に触れましたが、こちらは教育センター分室と農民研修センターを解体するためアスベスト調査を行う費用を計上いたしました。その下 17 節備品購入費の図書等追加は、町民の方から寄附を頂戴し図書購入費用として計上いたしました。また、歳入寄付金の方に同額を計上しております。

4 目文化ホール費 10 節需用費の施設修繕費は、舞台照明設備の整備について価格高騰により予算不足が見込まれることから 167 万 5000 円を追加いたしました。歳出については、以上でございます。

次は、8 ページをお願いします。2 番歳入になります。

16 款 2 項 2 目民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業交付金は、児童家庭相談等管理システム導入については、国の 3 分の 1 負担となりますので 267 万 3000 円追加いたしました。また、県負担も 3 分の 1 になりますので同額を県支出金の方に計上しております。

3 目衛生費国庫補助金の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業補助金は、主に 65 才以上の予防接種について国の助成がありますので 1483 万 2000 円追加いたしました。

11 ページをお願いいたします。

20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、日本一のそぎ茶プレミアム戦略事業などの財源として 371 万 5000 円追加いたしました。

4 目地域福祉基金繰入金は、学童施設のアスベスト調査の財源として 237 万 7000 円、5 目教育文化施設整備基金繰入金は、社会教育施設のアスベスト調査の財源として 1509 万 4000 円を追加しております。

9 目庁舎整備基金繰入金は、新庁舎整備に係る基本設計作成等業務の財源として 1500 万円追加いたしました。

12 ページをお願いいたします。

21 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正の財源として 5891 万円を繰越金から追加しております。

13 ページになります。

23 款 1 項 1 目農林水産業債は、中尾地区流末水路整備事業の財源として 200 万円を起債収入と

しております。歳入については以上になります。

戻っていただいて4ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正です。こちらの2つの事業については令和8年度までの事業ということで各年度計上した限度額で債務負担をお願いするものです。なお、東彼杵町立学校スクールバス運行業務委託は、令和7年度からになりますが、今年度中に契約業務を行うため計上しております。

5ページになります。第3表地方債補正です。こちらの1事業について、限度額等の補正を行っております。

戻っていただいて、1ページから3ページの第1表、それから6ページ7ページの事項別明細書、36ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

これは町長にお伺いしなきゃいかん事項ですのでちょっとお伺いします。

まず議案書の15ページをお願いいたします。

15ページの、14ページですね、歳出1款1項1目議会費の17節備品購入費、ペーパーレス会議システム用電算機、これは購入台数は10台購入すると伺っておりますけれども、議会の方は、来年3月の議会から運用を開始するというふうにお聞きしています。

で、問題はですね、昨日一部議会の議員の中で議論をしましたが、町執行部の方もタブレットを揃わないとなかなかこういった議論が有効活用できないんじゃないかという、波佐見町は全部揃っています、川棚町はまだ議員さんだけ。

で、そこでお伺いしたいんですけれども、執行部の方として、いつこのタブレットを導入されるのか、予定なのか、構想があればちょっと教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回一緒にとっておりましたけれど、色んな財政が厳しくなっていて調整したところですね、まずは議員さんの方でしていただいて、私たちはまず紙でいきますけれども、もう全部。個人個人もタブレットを持っていますので、資料をそこに打ち込めば使えるんですね、ただ連携が取れないだけですので、まずは議員さんだけ先に進めていただいて、その後、ちょうど今度庁舎の方もお願いをしていますように、色んなお金が、取り壊しとかですね、その辺を見ながら、いつということはありませんけれども、なるべく早く対応はしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

まだ予算が掛かるので、まだいつということはないけれど、なるべく早くということで、断定できないということですね。わかりました。

今度はちょっともう一つ、次の質問です。

今度はですね、議案書の4ページをお願いします。

4ページのですね、債務負担行為補正についてちょっとお伺いしたいんですけど、下の段の東彼杵町立スクールバス運行業務委託料が令和7年度8年度7700万円で計上されていますけれども、ちょっと私が聞いた情報によりますと、これの委託先、委託先は今まで太陽株式会社、有限会社太陽タクシーさんだったんですよね。

しかし、途中から何か有限会社太陽タクシーじゃなくて、株式会社、ちょっと名前、ちょっと出てこないんですけど、ちょっとそこに変わったと。それから太陽タクシーさんの社長さんと、新たに作ったところの同じ系列なんですけども、社長さんの名前が変わった。

途中からですよ、こういうスクールバスの運行業務委託料が太陽タクシーさんから別の会社変わった時の途中のやつの説明がですよ、私たち議会にも聞いていなかったのも、その点はどういうふうになっているのかというのが第1点。

もう一つ、二つ、そういう途中から委託先が有限会社からですよ、株式会社になったことの経緯、それが妥当性があるのかどうか。違う組織や会社は別なんですよ。それが同じ会社でスクールバスを運行できるのかどうか。これの適正、法的に問題点ないのかどうか。ちょっとこれを町長にしかお尋ねできないんでお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは議員の皆さんにお知らせしなかった、誠に申し訳なかったんですが、デマンドバスをした時にですね、タクシー会社の方だけじゃ対応できないということで、別会社を作られたんですよ。そういうことをしまして、今度、契約事項の中にですね、そういうことを入れて新しい会社と契約をしておりますので、べつに法的な問題はないかなとは考えております。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、尾上庄次郎議員。

○5番（尾上庄次郎君）

15ページのですね、総務費の5目財産管理費14節に工事請負費の30万円千綿駅周辺整備工事と書いてあるんですけど、千綿駅にはですね、タクシーが、タクシーの、何と言うんですかね、駐車場があつですね、駅の前の駐車場。そこにタクシーの会社に貸しているということで、もう何年も前に金額はちょっと別ですけど、そのままの状態、タクシーも全然入っていないという状況が何年でも見られてですね。それで、特に昨日の質問の中でも千綿駅周辺のちょっと話が出たですね。それで、一応千綿駅につきましては、やはり前から色んな観光客とか、電車が停まるとかいろいろ先議論いろいろあったんですけど、こういった金額ですよ、30万円ということで金額はちょっと少ないんでしょうけれど、この30万円というのは、千綿駅の周辺、どこを指して30万円をしているのかですね。私としては、質問の内容につきましては、やはり大きな面での何かの方法がもっとこう、インスタ映えするような、もっと来て観光客が来てくれるような考え方がないもんかですね、そういったことが論議できないものかということであつて質問したいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、こっちに、ある方に貸している所を最初交渉に入りかけたんですよ。ちょっと事故がございまして、中断して、そこのがまだできていません。

前の議員の皆さんからいろいろ意見があつてそういうのも交渉に入ったんですが、ちょっと色んな事件、事故がございましてですね、そういう形でちょっと今中断しているところでございまして、この 30 万円というのは、千綿駅に入る時にですね、入口がちょうどカーブの所がございまして、千綿駅から出る方が。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 34 分）

再 開（午前 10 時 35 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この 30 万円はですね、ちょっと個別で申し訳ないんですが、全体的な改修の方向じゃなくて、ちょっと今水たまりがある所をですね、ちょっと改修をするお金でございまして、尾上議員がおっしゃったのは、本当昔からそういう意見が出ていまして、どういう駐車場もないとか何とかとなつて、色んな議員さんからの声があつて、入りかけたんですが、そういう先ほど説明しましたように中断して、今回は水たまりだけの舗装ということでございます。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

24 ページのですよ、千綿支所の解体の件でちょっとお尋ねを、お尋ねというか確認をしたいと思っています。

千綿支所はですよ、以前、千綿児童体育館にありました。その後が農業改善センターに移転して、その時ですよ、目的外使用ということで新しく造られました。今回、新しく造られた支所がシロアリで解体することになりました。それで、今千綿支所は改善センターの中に入っていますよね。

今後はですよ、またこの解体した場所にですよ、千綿支所を設けるのか、もう千綿支所自体をもう廃止するのか。その辺の考えはどんなでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに千綿支所は行ったり来たりして補助事業の関係でしましたけれども、今回はシロアリでございまして、児玉議員から一般質問がありましたけれども、千綿支所を廃止するとか、廃止しない

というのは、こういうことこそ、まず地域の皆さんと話をしないと私からはできませんので、新しいのを造らなければ解体ができないということで、その辺と一緒に含めてですね、住民の皆さんのご意見を十分お聞きする。これはもう周辺、千綿地区の皆さんの意見ですね。

ですから、そういう、これこそ本当に皆さん方と先にお話をさせていただきたいと思っておりますので、今ここでは回答はできないということです。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

この補正とちょっと若干逸れるんですけど、ちょっと町長が回答ができればちょっと回答もらいたいんですけど、ちょっとよろしいですかね。

例えばですよ、今、大迫の宿とかですよ、歴史民俗資料館の民家の家、ここですよ、シロアリですよ、対策等は取っておられるのですか。その辺を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

歴史民俗資料館は取っていますけれど、大迫の宿はですね、たぶん、明治の民家はしていますけれど、大迫の宿はしていないと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 46 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 5 議案第 47 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 5、議案第 47 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 47 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1764 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 6064 万 5000 円とするものでございます。

提案理由といたしましては、歳出の主なものは、保険給付費 170 万円、諸支出金 1575 万 4000 円などでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金 62 万 7000 円、繰越金 1622 万 4000 円などでございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わり、主なものをご説明いたします。

それでは、歳出から説明いたします。議案資料の 12 ページをお願いいたします。このページ以降は歳出の部分になります。

1 款 1 項 1 目一般管理費の 2 節給料から 4 節共済費までにつきましては、新規採用を含む人事異動等につきまして、当初予算計上時との差額を増減するものでございます。18 節、低所得者負担額軽減措置補助金につきましては、社会福祉法人が取り組みます利用者負担軽減への取り組みへの補助を計上するものです。

13 ページをお願いします。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費 18 節につきましては、要支援認定を受けた方の通所リハビリテーションにつきまして、不足が見込まれることから 110 万円を追加計上しております。

2 款 2 項 6 目介護予防住宅改修費につきましても、同様に不足が見込まれることから、60 万円を追加計上するものでございます。

15 ページをお願いいたします。

5 款 2 項 6 目社会保障充実費 12 節委託料につきましては、在宅医療・介護連携業務を東彼三町で郡医師会に業務委託しておりますが、職員の退職に伴う事務引継期間の人件費増により 46 万円を増額するものでございます。

17 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目償還金 22 節償還金利子及び割引料につきましては、令和 5 年度事業精算に伴う返還金となっております。介護給付費負担金返還に 1529 万 5000 円、地域支援事業交付金返還に 45 万 9000 円を計上しております。

続きまして 5 ページ、歳入をお願いいたします。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、現年度分介護給付費負担金を 34 万円計上しております。これは、歳出、介護予防サービス給付費及び介護予防住宅改修費の計上に伴う国庫負担金の増額になります。

6 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 2 目地域支援包括任意事業交付金 1 節現年度分交付金でございますが、16 万 5000 円計上しております。これは歳出の包括的支援事業費計上に伴う国庫負担金の増額となります。

7 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、1 節の現年度分介護給付費交付金を 45 万 9000 円計上しております。これは、歳出の介護予防サービス給付費及び介護予防住宅改修費の計上に伴う支払基金交付金の増額となります。

11 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目の繰越金につきましては、今回の補正予算の財源とするため 1622 万 4000 円を計上しております。

戻っていただいて、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 47 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 45 分）

再 開（午前 10 時 54 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6	議案第 48 号	令和 5 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第 7	議案第 49 号	令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 8	議案第 50 号	令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 9	議案第 51 号	令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 10	議案第 52 号	令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 11	議案第 53 号	令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 12	議案第 54 号	令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 13	議案第 55 号	令和 5 年度東彼杵町水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
日程第 14	議案第 56 号	令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 6、議案第 48 号令和 5 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第 49 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第 50 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 51 号令

和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 52 号令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 53 号令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 54 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 55 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について、日程第 14、議案第 56 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について、以上 9 議案を一括議題とします。会計別に説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは決算認定の件、議案第 48 号から議案第 56 号についてご説明をいたします。

議案第 48 号から議案第 56 号まで、地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項、第 241 条第 5 項の規定並びに地方公営企業法第 30 条第 4 項及び第 6 項の規定によりまして、令和 5 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算と特別会計の決算及び公営企業会計を、監査委員の意見並びに主要な成果に関する報告及び決算資料を添えて議会の認定に付するものでございます。

この議案第 48 号から議案第 54 号までの詳細につきましては、会計管理者から説明させます。また、議案第 55 号水道事業会計と議案第 56 号公共下水道事業会計の詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。会計管理者。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

議案第 48 号から議案第 54 号までの 7 議案について、町長に代わり説明いたします。

説明にあたりましては、先に提出しております A4 サイズ 1 枚の表、令和 5 年度東彼杵町会計別決算の状況、各会計別の主要な施策の成果に関する報告書及び監査委員から提出されております令和 5 年度東彼杵町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書によりご説明いたします。

はじめに A4 サイズ横 1 枚の表、令和 5 年度東彼杵町会計別決算の状況をご覧ください。

7 つの会計毎に数値が 2 段書きになっています。上段が令和 5 年度の決算額で下段が前年度の決算額となっております。

なお、単位未満四捨五入の関係で、主要な施策の成果に関する報告書の数字と一致しない場合がありますので、ご了承ください。

まず一般会計では、歳入総額 65 億 5230 万 2000 円、歳出総額 62 億 697 万 1000 円で差引残 3 億 4533 万 1000 円、翌年度への繰越財源 1 億 9838 万円を差し引いた実質収支は、対前年度比 31.1% 減の 1 億 4695 万 1000 円となりました。

更に、この額から前年度の実質収支 2 億 1343 万 3000 円を引いた単年度収支は 6648 万 2000 円の赤字で、これに財政調整基金の積立金 81 万 5000 円を加えた実質単年度収支も 6566 万 7000 円の赤字となりました。

次に国民健康保険事業特別会計ですが、歳入 10 億 9146 万 9000 円、歳出 10 億 7522 万 9000 円、差引残の実質収支は 1624 万円です。この実質収支から前年度の実質収支 3284 万円を差し引いた単年度収支は、1660 万円の赤字となりました。基金の利子相当額 2 万 4000 円を加えた実質単年度収支も 1657 万 6000 円の赤字となりました。

次に介護保険事業特別会計ですが、歳入 8 億 7525 万 7000 円、歳出 8 億 3572 万 9000 円、差引残の実質収支は 3952 万 8000 円です。この実質収支から前年度の実質収支 4063 万 8000 円を差し引いた単年度収支は、111 万円の赤字となりました。基金の利子相当額 2 万円と積立金 800 万円を加えた実質単年度収支は 691 万円の黒字となりました。

次に公共用地等取得造成事業特別会計ですが、歳入から歳出、差引残の実質収支は 30 万 8000 円となりましたが、基金の利子相当額 3000 円と用地購入のため 1667 万 2000 円の積立金取崩しにより、実質単年度収支は 1666 万 9000 円の赤字となりました。

次に農業集落排水事業特別会計は、歳入 5240 万 5000 円、歳出 4317 万 9000 円、差引残の実質収支は 922 万 6000 円です。この額から前年度の実質収支 312 万円を引いた単年度収支、実質単年度収支とも 610 万 6000 円の黒字です。

次に漁業集落排水事業特別会計は、歳入 1701 万 7000 円、歳出 1055 万 4000 円、差引残の実質収支は 646 万 3000 円です。この額から前年度の実質収支 160 万 3000 円を引いた単年度収支、実質単年度収支とも 486 万円の黒字です。

最後の後期高齢者医療特別会計は、歳入 1 億 2844 万 7000 円、歳出 1 億 2695 万 1000 円で、差引残の実質収支は 149 万 6000 円です。前年度の実質収支 184 万 5000 円を差し引いた単年度収支、実質単年度収支とも 34 万 9000 円の赤字です。

以上、一般会計並びに 6 特別会計を合わせました全会計の合計は、歳入 87 億 3388 万円に対し、歳出 83 億 1528 万 8000 円となり、差引残の形式収支は対前年度比 9.6%増、4 億 1859 万 2000 円となりました。

なお、実質収支は対前年度比 25.0%減の 2 億 2021 万 2000 円。単年度収支は 7357 万 5000 円の赤字。実質単年度収支は 8138 万 5000 円の赤字となりました。

続きまして、各会計の、主な内容について説明いたします。

まず、一般会計ですが、主要な施策の成果に関する報告書で説明します。

報告書の 159 ページをお願いします。

歳入ですが、第 18 表、科目別決算推移状況をご覧ください。一番右側の列が令和 5 年度です。

構成比の大きいものが、まず町税の 9 億 4122 万 1000 円、14.4%、中段辺りの地方交付税が 21 億 5403 万 3000 円、32.9%、下段の方の寄附金が 3 億 9033 万 3000 円、6.0%、国庫支出金が 8 億 6417 万 1000 円、13.2%、県支出金が 5 億 634 万 4000 円、7.7%となっております。

次に 142 ページをお願いします。第 5 表の歳入総額では、地方交付税、国庫・県支出金や財産収入の減により全体として、対前年度比 4531 万 4000 円、0.7%の減となっています。

次に、158 ページをお願いします。

第 17 表に税の決算推移状況を記載しています。一番右側が令和 5 年度です。

1 の町民税は、対前年度比 2706 万 7000 円、8.7%の減となっております。個人所得割 679 万 3000 円、2.8%増の他は減となっています。法人税割は対前年度比 3296 万 6000 円、72.0%の減となっております。

2 の固定資産税については、土地が減、家屋・償却資産が増で、全体では対前年度比 1 億 6143 万 3000 円、39.5%の増となりました。

戻りまして、143 ページをお願いします。

自主財源と依存財源につきましては、第1図の円グラフで記載しております。自主財源は、町税、繰入金、繰越金等で32.0%、依存財源が、地方交付税、国・県支出金、町債等の68.0%となっております。自主財源は、前年度より1億8744万8000円の増で、構成割合は3.1ポイント高くなりました。

145ページをお願いします。

地方交付税の推移を第6表で示していますが、対前年度比1億4187万1000円、6.18%の減となりました。

法人税割の令和5年度推計基準税額が増となった他、固定資産税の償却資産において新幹線開通に伴い総務大臣配分課税標準額の増などにより基準財政収入額が増額となったことによるものです。

同じく145ページの(9)国庫支出金は、8億6417万1000円で前年度比1億1896万9000円、12.1%の減となりました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億409万円の減などによるものです。

次に、146ページをお願いします。

(11)県支出金ですが、5億634万4000円で、対前年度比5964万2000円、10.5%の減となりました。農地等災害復旧事業費補助金（現年災・繰越）3993万3000円、新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金補助金2361万5000円の皆減などによるものです。

同じく146ページ、(13)寄附金ですが、3億9033万3000円で、対前年度比5123万円、15.1%の増となりました。主にふるさとまちづくり応援寄附金の増によるものです。

同じく146ページ、(17)町債ですが、6億3024万円で、対前年度比7769万1000円、14.1%の増となりました。主な要因は、町道補修事業4810万円、道の駅駐車場整備事業2780万円の皆増などによるものです。

のちほどご確認をお願いしたいと思いますが、国庫・県支出金の充当内訳については、扶助費が150ページの第11表へ、また、普通建設事業への内訳が167、168ページの第23表に記載しております。

次に歳出ですが、160ページの第19表をご覧ください

区分の1、人件費から6、公債費までの一番右の列の小計が、45億4096万3000円で、歳出構成比73.2%です。

前年度からしますと主に物件費と扶助費等が増となったことから、1から6の小計は、2億1218万7000円、4.9%の増となりました。

投資的経費としまして、7、普通建設事業費、8、災害復旧事業費併せて7億8370万4000円で、歳出構成比は12.6%です。7と8の小計は、前年度から2億6285万6000円、25.1%の減となりました。

積立金につきましては、ページを戻っていただき、156ページをお願いします。

156ページの第15表、積立金の状況に記載しております。ふるさと創生事業基金、下水道事業基金、教育文化施設整備基金、大野原演習場周辺整備基金、庁舎整備基金には、一定の積立を行いつつも、取り崩し額も多額となっております。基金全体の残高は22億5201万7000円となり、前年度から8540万5000円の増となりました。

のちほどご確認をお願いしたいと思いますが、160 ページに第 19 表の 10、投資及び出資金・貸付金、11 の繰出金について内容を記載しております。

主要な施策の成果に関する報告書の 142 ページ以降に、決算の状況については詳細に記載していますので、のちほどご参照ください

次に、財政構造につきまして、決算審査意見書の 5 ページをお願いします。

5 ページ以降に詳しく記載されていますが、第 4 表の実質収支比率は目安の 3 から 5%に対し 4.5%、第 5 表中の財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は 75%未満の目安に対し 90.5%で硬直化が進行しています。収入に対する借金の比率であります実質公債費比率は 8.9%で、基準値以下であり一般的な警戒ラインの 15%を下回っております。

次に、特別会計のほうですが、主要な成果に関する報告書で説明をいたします。

国民健康保険事業特別会計を説明いたします。主要な成果に関する報告書の 3 ページをお願いします。

まず、歳入のほうからですが、すみません、4 ページですね。4 ページの第 3 表に記載しております。

令和 5 年度の保険税収入額は 1 億 8005 万 5349 円、対前年度比 11.3%の減となりました。

同じく 4 ページの (1) 保険税に記載しておりますが、滞納繰越分と長期未納者の固定化等で 1698 万 8000 円の収入未済額と 69 万 9000 円の不納欠損が生じ、収納率は 91.1%となりました。昨年度は 91.2%でした。

次に、報告書 3 ページをお願いします。

第 1 表の歳入では、前年度に対して、国民健康保険税が減となりましたが、県支出金、繰越金の増により、歳入全体で 831 万 6285 円、0.8%の増となりました。

下表の歳出でも、前年度に対して保険給付費、国民健康保険事業費納付金が増となり、歳出全体も 2491 万 6288 円、2.4%の増となりました。

その他、国保事業の実績につきましては、7 ページから記載しておりますので、のちほどご覧ください。

次に介護保険事業特別会計です。成果に関する報告書の 5 ページから 13 ページに決算の内容を記載しております。

まず、報告書の 5 ページをお願いします。

5 ページの第 1 表、歳入総額中、主な歳入の割合は、介護保険料が 18.3%、国庫支出金が 25.3%、支払基金交付金が 22.9%、県支出金が 13.4%、繰入金が 15.1%となっております。

歳出の内容は、10 ページから 13 ページに記載しておりますが、10 ページをお願いします。

10 ページの (2) 保険給付費の決算額が 7 億 1876 万円とあります。第 4 表中の内訳では、在宅サービスが全体の 37.9%、地域密着型サービス(グループホーム等)が 16.4%、施設サービスが 35.8%を占めております。

また、地域支援事業費の実績は 11 ページから 12 ページの第 5 表に、その他事業実績については、14 ページ以降に記載しています。のちほどご覧ください。

次に、公共用地等取得造成事業特別会計です。

成果報告書の 1 枚のものでありますけれど、この事業につきましては、基金から 1667 万 2000 円を

繰り入れて用地購入を行っております。蔵本郷の宅地 959 m²になります。こちらについては以上です。

次に、農業集落排水事業特別会計です。成果に関する報告書の 3 ページをお願いします。

決算の状況を記載しております。歳入の主なものは一般会計からの繰入金 3817 万 7000 円で、歳入総額の 72.8%、料金収入は 659 万 5000 円で歳入の 12.6%を構成しております。歳入全体は、対前年度比 1246 万 7000 円、31.2%の増となります。

歳出につきましては、元利償還金が 2613 万 9000 円で歳出の 60.5%を占めています。また、運営費 1245 万 1000 円、28.8%、建設改良費 451 万円、10.4%の構成となります。

歳出全体は、対前年度比 647 万 2000 円、17.6%の増となります。

4 ページ以降に事業実績を記載していますので、のちほどご確認ください。

次に、漁業集落排水事業特別会計です。報告書の 3 ページをお願いします。

決算の状況ですが、まず、歳入の主なものは一般会計からの繰入金 843 万 8000 円で、歳入総額の 49.6%、料金収入は 246 万 6000 円で歳入の 14.5%を構成しております。歳入全体は、対前年度比 817 万 7000 円、92.5%の増となります。

歳出につきましては、元利償還金が 381 万 8000 円で歳出の 36.2%を占めております。運営費 220 万 9000 円、20.9%、建設改良費 451 万円、42.7%の構成となります。

歳出全体は、対前年度比 342 万 8000 円、48.1%の増となります。

4 ページ以降に事業実績を記載しております。のちほどご覧ください。

最後に後期高齢者医療特別会計になります。報告書の 3 ページをお願いします。

3 ページの第 2 表に歳入の決算状況が載っております。

被保険者から徴収しました保険料 7810 万 4500 円と、一般会計からの繰入金 4199 万 6777 円が歳入の主なものです。歳入総額は、対前年度比 386 万 1000 円、3.1%の増となっております。

第 3 表、歳出につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が 1 億 1752 万 4236 円で、歳出の大部分を占める 92.6%の構成割合です。なお、歳出総額は、対前年度比 421 万円、3.4%の増となっております。6 ページ以降には保健事業の実績を記載しておりますので、のちほどご確認ください。

以上が決算概要のおおまかな説明になりますが、決算審査意見書の総括意見の中で、監査委員よりご指摘を頂いておりますことは真摯に受け止め、さらに事務処理の適正な執行に努めなければならないと考えております。

以上、一般会計並びに各特別会計の決算概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、然るべきご決定を賜われますよう宜しくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 55 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定の件につきましてご説明いたします。

決算書及び付属書類をお願いいたします。

1 ページと 2 ページをお開きいただきまして、決算報告書になります。金額につきましては税込

の表示となっております。1、2 ページにつきましては収益的収支となっております。

まず、収益的収支の収入につきまして総額 2 億 5453 万 3638 円。内訳としましては、料金収入等の営業収益が 1 億 1283 万 7080 円、一般会計繰入金及び長期前受金戻入等の営業外収益が 1 億 4169 万 6558 円となっております。

下の表が支出となっております。支出総額が 2 億 4526 万 5130 円、内訳としまして施設の維持管理費人件費及び減価償却費等の営業費用が 2 億 2162 万 8285 円、企業債の利息償還等の営業外費用が 2363 万 6845 円となっております。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。資本的収支の決算になります。

まず、収入につきまして総額が 2 億 3446 万 7412 円。内訳としまして企業債が 1 億 3620 万円、工事負担金が 2000 万円、補助金が 4592 万 7000 円。この補助金につきましては、川内地区の代替水源整備工事に係る補助金ということで受け入れを行っております。

支出につきましては、総額が 2 億 5813 万 9956 円。内訳としましては、老朽施設更新工事及び川内地区の代替水源整備工事等の建設改良費としまして 2 億 2025 万 4991 円、企業債償還金が 3788 万 2750 円、財政調整基金繰入金が 2215 円となっております。

5 ページ、6 ページに損益計算書をつけております。ここは金額は税抜き表示となっております。

営業収益から営業費を差し引いた営業利益については 1 億 1288 万 5271 円の損失となっております。

また、営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外利益は 1 億 1596 万 5945 円となり、差し引き経常利益を 308 万 674 円計上いたしております。

7 ページ、8 ページに貸借対照表を添付しております。こちらも金額は税抜き表示となっております。

7 ページに資産の内訳を添付いたしております。固定資産の合計が 26 億 8435 万 4291 円、流動資産の合計が 5 億 4060 万 3488 円、資産合計が 32 億 2495 万 7779 円となっております。

8 ページが負債と資本を記載しております。固定負債及び流動負債繰延収益を合わせた負債の合計が 25 億 7276 万 9872 円となっております。

次に 11 ページをお願いいたします。

11 ページに利益剰余金の処分計画書案を記載しております。

令和 4 年度までにつきましては剰余金の処分に関する条例の規定に基づきまして、減債積立金及び建設改良積立金のそれぞれに剰余金の 20 分の 1 ずつを積み立てを行い、残りを利益積立金に積み立てする処分を行ってまいりました。これにつきましては令和 5 年度から毎年度議会の承認を得て処分を行う方法に変更をいたしております。

剰余金の処分を定めた条例につきましては、令和 5 年 12 月の第 4 回定例会で廃止の承認をいただいております。今回はそれに基づきまして処分の方法について議会の承認を求めるものでございます。

令和 5 年度の剰余金につきましては、11 ページの一番下の、表の一番下ですね、右側 308 万 674 円が令和 5 年度の剰余金ということで発生いたしておりますけれども、この処分につきましては、令和 6 年度の収益と費用につきまして、ほぼ金額が変わらない状況となっております。

今後の執行において損益が生じる可能性も十分考えられますので、その場合の補填財源として充

当したいと考えております。

そのことから 11 ページに記載しております処分計画書の案につきましては、未処分のまま令和 6 年度に繰越利益剰余金といたしたいと考えておりますので、そのように計画書を添付いたしております。

次に、12 ページをお願いいたします。令和 5 年度の事業報告になります。

給水状況としましては、給水区域内の人口の 98.9%にあたります 7,302 人に給水を行っております。

それから有収水量につきましては、前年度に比べ 0.3 ポイント増加をいたしまして 73.6%となっております。

経営状況につきましては、経常利益が 308 万 674 円となっております。

次に、工事関係ですけれども、川内地区の代替水源施設整備工事とまた継続して実施をいたしております老朽施設の更新工事ということで、平似田地区、駄地地区での水道管の布設替工事を施工いたしております。

それから、令和 2 年度から継続して実施しております新型コロナウイルス関係、また物価高騰に対する生活支援としまして、全ての水道契約者を対象に令和 5 年 7 月から令和 6 年 2 月までの使用分につきまして基本料金の減免措置を講じております。

工事概要及び業務内容の詳細につきましては 13 ページから 16 ページに記載しております。

17 ページから 18 ページにつきましてはキャッシュ・フロー計算書を添付しております。

19 ページ以降につきましては、固定資産明細書、企業債明細書を添付しております。

23 ページ以降は収益的及び資本的収支の明細書を添付しております。

監査委員からの決算審査においての意見としまして、計画的な老朽管の更新、積極的な漏水調査を実施の上、有収率の向上に努め財政の健全化と運営の効率化を図ること。また営業収益の確保を実現するためにも収納対策の強化並びに料金体系の見直しについて検討を求められております。

これにつきましては真摯に受けとめ、現在進めております水道事業の経営戦略の見直し作業において監査委員のご意見を適切に反映し、中長期的な計画に基づく経営の安定化に向けて更に努力を行っていきたいと考えております。以上で議案第 55 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 56 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定についてご説明をいたします。

決算書及び付属資料の 1 ページ及び 2 ページをお願いいたします。

収益的収支の決算になります。金額は税込表示となっております。

収益的収支の収入につきまして、収入総額は 2 億 8316 万 8989 円。内訳としまして、料金収入等の営業収益が 4921 万 9032 円、一般会計繰入金、長期前受金等戻入の営業外収益が 2 億 3394 万 9957 円となっております。

下の段が支出になります。支出総額が 2 億 7392 万 5520 円、施設の維持管理人件費、減価償却費等の営業費用が 2 億 1800 万 9053 円、企業債の利息等償還金が営業外収益として 5591 万 6467 円となっております。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。資本的収支になります。

上段の表が収入になります。総額 1 億 722 万 2184 円となっております。企業債が 2994 万 2000

円、補助金が 1659 万 2000 円、負担金が 6068 万 8184 円となっております。

補助金につきましては、ストックマネジメント計画に基づく処理場及びマンホールポンプ場の電気設備更新工事に係る補助金として受け入れております。

支出につきましては、総額が 1 億 7507 万 4243 円、施設管理委託料や工事請負費等の建設改良費に 7101 万 6184 円、企業債の償還金が 1 億 405 万 8059 円となっております。

5 ページ、6 ページに損益計算書を添付いたしております。経常利益が 1952 万 7331 円となっております。

7 ページ、8 ページに貸借対照表を添付いたしております。資本と剰余金を合わせた資本の合計が 4 億 2777 万 3629 円となっております。

11 ページをお願いいたします。

公共下水道事業の令和 5 年度の利益剰余金の処分計画書案を添付いたしております。

水道事業会計と同様に令和 5 年度の剰余金から毎年度議会の承認を得て積み立てを行うように変更いたしておりますので、この計画書に基づきまして剰余金につきましては、今後の施設等の更新に要する費用の事業を見越しまして、剰余金の全額を建設改良積立金に積み立てる計画といたしております。

金額につきましては先ほどご説明いたしました 1952 万 7331 円、この表の一番下になりますけれども、建設改良積立金の積み立てということで処分いたしたいと計画いたしております。

12 ページをお願いいたします。令和 5 年度の事業報告になります。

主な事業につきましては、マンホールポンプ場につきまして令和 4 年度からの繰越事業も含めて 6 か所について電気計装設備の更新工事を行っております。

また、処理場につきましては、令和 5 年度から令和 6 年度の債務負担工事ということで、2 か年の工期を設定し、電気計装設備の更新工事を現在施工いたしております。

建設改良工事及び業務関係の詳細につきましては、13 ページから 17 ページに記載をいたしております。

19 ページ、20 ページにキャッシュ・フロー計算書、21 ページ以降は固定資産明細書企業債明細書、29 ページ以降は収益的資本的収支の明細書を記載しております。

監査委員からの決算意見につきましては、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など下水道事業が担う役割を今後も安定的に持続させるためにも、中長期的な計画に基づき、施設の長寿命化、経営の効率化を考慮し、より一層の効率的な事業展開を求める意見を頂いております。

また、将来的な施設更新費用の増加に加えて人口減少による収益の低下が見込まれる中、下水道事業の広域的な連携についても検討が必要というふうな意見を頂いております。

今後の事業運営に関しましては、監査委員のご意見も踏まえまして令和 5 年度に見直しを行いまして下水道事業経営戦略につきまして、適宜検証と評価を行いながら計画的な事業運営を図っていきたいと考えております。以上で議案第 56 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

ここで、木田代表監査委員出席のため、暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 11 時 41 分）

再 開（午前 11 時 42 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

はじめに、議案第 48 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで議案第 48 号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号から議案第 54 号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで議案第 49 号から議案第 54 号までの質疑を終わります。

次に、議案第 55 号と議案第 56 号の質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで議案第 55 号から議案第 56 号の質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である吉永議員を除く 6 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長と吉永議員を除く 6 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会の名簿配布及び木田代表監査委員退席のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 44 分）

再 開（午前 11 時 45 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 3 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 46 分）

再 開（午前 11 時 55 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選任されましたので発表いたします。

決算審査特別委員会の委員長に 3 番、構浩光議員、副委員長は 2 番、児玉隆行議員に決定しました。

日程第 15 議案第 57 号 東彼杵町教育長の任命について

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 15、議案第 57 号東彼杵町教育長の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 57 号東彼杵町教育長の任命について。

次の者を東彼杵町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

1、任命する者の氏名 山口 厚。

提案の理由でございます。教育長を任命するため、本案を提出するものでございます。

概略ちょっと説明をさせていただきますけれども、現粒崎教育長が本年 10 月 1 日の 2 期目の任期満了をもって退任されますので、後任教育長の同意をお願いするものでございます。

山口厚様は、昭和 60 年 3 月同志社大学商学部を卒業なされ、同 4 年に平戸市立津吉小学校に事務職員として採用された後、昭和 63 年 4 月からは教諭として県内小学校で教鞭をとられ、令和 4 年 3 月彼杵小学校長を最後に定年退職、37 年間にわたり県内教育現場で勤務されておられました。

本町の教育行政には通算 13 年間教員として音琴小 4 年間、彼杵小 2 年間、教頭として大楠小 4 年間、校長として彼杵小 3 年間携わっており、在任中は勤務勉勵で誠意と熱意を持って子どもたちの教育にあたられておりました。

また、令和 4 年 4 月からは本町教育委員会指導主事として勤務され、本町教育行政に精通された方であり、教育長として任命したく同意議案を提出するものでございます。

なお、任期は令和 6 年 10 月 2 日から令和 9 年 10 月 1 日までの 3 年間となります。どうぞよろし

くお願いをいたします。以上で説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 57 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口を閉める）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き 7 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番、構浩光議員、4 番、吉永秀俊議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（浪瀬真吾君）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱の点検をいたします。

（投票箱の点検）

○議長（浪瀬真吾君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（井上晃君）

それでは読み上げます。

1 番、大安義和議員、2 番、児玉隆行議員、3 番、構浩光議員、4 番、吉永秀俊議員、5 番、尾上庄次郎議員、6 番、大石俊郎議員、7 番、口木俊二議員。

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

3 番、構浩光議員、4 番、吉永秀俊議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 05 分）

再 開（午後 0 時 13 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 7 票。有効投票 7 票。無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 7 票、反対 0 票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 57 号東彼杵町教育長の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開けます。

（議場出入口を開ける）

日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 16、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

1、推薦する者の氏名 森 隆志。

提案の理由でございますが、人権擁護委員の任期満了に伴い、委員を推薦するため本案を提出するものでございます。

森隆志さんは、皆さんご存じのとおり東彼杵町役場総務課長を退任された後に、今、再任用として給食センターで勤務をされております。今まで勤めていただきました方が任期満了で退任の意向であるために新たに推薦する方となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱期間は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後0時16分）

再 開（午後0時16分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今、人権擁護委員が3名おられるかと思うんですけど、前回は役場職員OBがですよ、2名ですね、今回も森隆志さんが、今、給食センターの方で業務をされているかと思うんですけど、1点お尋ねします。私、森隆志さんは認めてはおるんですけど、他にですよ、外部の方があたられなかったかどうか。

私もですね、人選する時は大変困っておりましたが、役場のOBがもうルートになってしまうんじゃないかなというのを懸念しておりまして、今後課長さんたちが卒業した場合にまた人権擁護委員にまたなるんじゃないかなと思ったりとかするものですから、何名ぐらいあたられて決められたのか。もしよろしければお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

2人は当たって見たんですけど、どうしてもですね、皆さんお断りになって、ずっと役場のOBになってしまっていて、前回の務めていただいた松尾さんも役場のOBでございますけれども、なかなかですね引き受けていただけません。

これは、法務大臣に対して推薦をして任命を受けるものでございまして、いろいろなご意見もございすけれども。他にですね、本当にボランティアなものでございますからなかなか厳しいですね、一般の方から。こればかりじゃございません、他の例えば行政の方もそうですけれども、もう本当に申し訳ないんですが、役場になって申し訳ないんですが、私としては役場とか民間とか関係なくて、人格・識見が高くて、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を推薦したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています諮問第1号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、森隆志さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり、森隆志さんを適任とすることに決定しました。

日程第17 報告第21号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第17、報告第21号令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第21号令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明をいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて報告するものでございます。詳細につきましては、税財政課長から説明をさせます。よろしくお願ひいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

報告第21号について、ご説明をさせていただきます。

令和5年度の決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしました。

結果につきましては、表紙中段の表になりますけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字ではないということで該当なし。実質公債費比率は 8.9%、将来負担比率については 21.4%という結果でございました。また、下段表の資金不足比率については、該当なしとなります。

資料を添付しておりますので、それに基づき、内容についてご説明いたします。

めくっていただいて 1 ページ、タイトルは総括表①健全化判断比率の状況になります。健全化判断比率は、上段の表の右側になりますけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの比率を求めています。上段の表が本町の比率で、下段の表が法律で定める基準でございます。下段の表の早期健全化基準の数値を上回るとイエローカード、その下、財政再生基準の数値を上回るとレッドカードと言われるものでございます。比較していただくと、早期健全化基準を大きく下回った結果となっております。

それでは、健全化判断比率の一つ一つについて説明いたします。2 ページをお願いします。

総括表②連結実質赤字比率等の状況になります。表の左側になりますが、一般会計に公共用地等取得造成事業特別会計を含めた一般会計等の実質赤字比率がマイナス 4.49%となっております。この表においては、マイナスは黒字ということで示され赤字ではないためこれにより実質赤字比率は該当がありません。

また、連結実質赤字比率については、表の左下の国民健康保険事業特別会計以下 3 会計と表右側の水道事業会計以下 4 会計、全ての会計を合計して黒字か赤字を判断いたします。表の右下の比率は、マイナス 22.07%となっております。こちらも赤字ではないため、連結実質赤字比率も該当がございません。

3 ページになります。総括表③実質公債費比率の状況でございます。

実質公債費比率は、簡単に言いますと 1 年の収入のうち、借金の返済へ何%使ったかというものを示す指標になります。算出方法は、財政標準規模に対して一般会計が負担する公債費の割合を 3 か年で平均いたします。

表中段の一番右の表をご覧ください。実質公債費比率は 8.9%となり、結果、前年度から 0.1 ポイント増となりました。

表上段の一番左①をご覧ください。①は 1 年間に支払った一般会計の元利償還金の額になります。比率は過去 3 か年の平均で計算されますので、令和 2 年と令和 5 年の比較をするということになります。R5 と R2 の増減の欄を見ていただくと、償還額は減少しています。

また、右に 3 つ移動して④になりますけれども、こちらは下水道事業会計など公営企業の償還額になります。こちらも減少となりました。その右の⑤は、福祉組合の償還金を負担した額 5114 万円が皆増となります。一方⑨から⑪までは、償還金のうち交付税で措置される額となり、こちらも減少となりました。

実質公債費率は、公債費から交付税措置額を差し引いて算定いたします。全体的な公債費は減少しておりますが、福祉組合の負担金は交付税措置がないため実質公債費率の改善とまではなりませんでした。

続きまして 4 ページをお願いします。

総括表④将来負担比率の状況になります。将来負担比率は、簡単に言いますと借金の総額を 1 年の収入で割り算し借金の大きさを示すものになります。算出方法は、標準財政規模に対する一般会

計が将来負担すべき負債の割合を求めます。右下の数字で本年度は 21.4% となり、昨年度と比して 15.7 ポイント改善されております。

表の一番左上の地方債の現在高をご覧ください。地方債の現在高は増加となりましたが、二つ隣の公共下水道事業会計などの公営企業に関する地方債現在高は減少しており、その他減額もあわせて、いわゆる借金の総額は償還により減少し、数値の改善となりました。

健全化判断比率については以上になります。本年度改善した部分もありましたが、過疎対策事業債も積極的に活用していることや、公共施設の更新事業にも取り組んでいかなければならないため、大型事業の実施にあたっては十分見極め、尚一層の財政健全化を図る必要があると考えております。

それでは、表紙のページ最初の報告書にお戻りください。一番下の表、資金不足比率について最後にご説明いたします。

資金不足比率は、公営企業に資金不足があった場合不足の度合を表すものになります。水道事業会計から漁業集落排水事業特別会計までの 4 会計において赤字はございませんでしたので、資金不足比率は該当なしとなりました。以上で、報告第 21 号について説明を終わります。

なお、今回の報告に先立ち、比率の数値につきましては、監査委員による審査を受けておりますのでその意見書を付して報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、報告第 21 号令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

以上、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（午後 0 時 29 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 構 浩光

署名議員 吉永 秀俊